

静岡県立大学大学院研究院委員会規程

平成 24 年 4 月 1 日 規程第 159 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第 9 条第 2 項の規定による研究院委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究院長

(2) 研究院担当の教授

2 委員会が必要と認めるときは、准教授、講師又は助教を加えることができる。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究院長候補者の選考に関する事項

(2) 組織に関する事項

(3) 研究活動に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究院委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究院長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

第 4 条 研究院長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 研究院長に事故あるときは、研究院長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議決)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 6 条 議長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員でない者に会議に出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第 7 条 委員会は、議事録を作成する。

(その他)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究院委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。